

登録免許税率(主なもの)

(1)所有権の移転登記

登記の目的	原因	課税標準	税率	備考
所有権移転	売買(土地)	不動産の価額	1,000分の15	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
所有権移転	売買(建物)		1,000分の20	個人が、住宅用家屋を取得し自己の居住の用に供した場合については「(3)住宅用家屋の軽減税率」を参照してください。
所有権移転	相続、法人の合併		1,000分の4	-
所有権移転	その他(贈与・交換・収用・競売等)		1,000分の20	-

(2)所有権の保存登記

登記の目的	原因	課税標準	税率	備考
所有権保存	-	不動産の価額	1,000分の4	個人が、住宅用家屋を新築又は取得し自己の居住の用に供した場合については「(3)住宅用家屋の軽減税率」を参照してください。

(3)住宅用家屋の軽減税率

登記の目的	内容	課税標準	軽減税率	備考
所有権保存(住宅用家屋)(措法72の2)	個人が、住宅用家屋を新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存登記	不動産の価額	1,000分の1.5	登記申請に当たって、その住宅の所在する市町村等の証明書を添付する必要があります。
所有権移転(住宅用家屋)(措法73)	個人が、住宅用家屋の取得(売買及び競落に限ります。)をし、自己の居住の用に供した場合の移転登記		1,000分の3	同上
所有権保存(特定認定長期優良住宅)(措法74)	個人が特定認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものを新築又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものの取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存又は移転登記		1,000分の1	同上
所有権移転(特定認定長期優良住宅)(措法74)	個人が特定認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものの取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存又は移転登記		1,000分の2	同上
所有権保存(認定低炭素住宅)(措法74の2)	個人が、低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものを新築又は建築後使用されたことのない低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合の保存又は移転登記		1,000分の1	同上
抵当権設定(住宅取得資金の貸付)(措法75)	個人が、住宅用家屋の新築(増築を含む。)又は住宅用家屋の取得をし、自己の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記		1,000分の1	同上

(注)上記の軽減税率の適用を受けるには、床面積が50㎡以上であることや、新築又は取得後1年以内の登記であること等一定の要件を満たす必要があります。

(4)担保権の設定

登記の目的	原因	課税標準	税率	備考
抵当権設定	-	債権額	1,000分の4	住宅用家屋の資金の貸し付けについては「(3)住宅用家屋の軽減税率」を参照してください
根抵当権設定	-	極度額	1,000分の4	

(4)その他の担保権の登記

登記の目的	原因	課税標準	税率	備考
抵当権移転	相続、法人合併以外	債権額	1,000分の2	
抵当権移転	相続、法人合併	債権額	1,000分の1	
根抵当権移転	相続、法人合併以外	極度額	1,000分の2	
根抵当権移転	相続、法人合併	極度額	1,000分の1	
順位変更	-	担保権の数	1個につき1000円	

(4)住所変更

登記の目的	原因	課税標準	税率	備考
住所変更、更正、氏名変更、更正	-	不動産の数	1個につき1000円	行政区画変更、住居表示実施等非課税措置あり

会社の商業登記等

項目	内容	課税標準	税率	備考
設立登記	合名会社又は合資会社	申請件数	1件につき6万円	
	株式会社	資本金の額	1,000分の7 (15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)	
	合同会社	資本金の額	1,000分の7 (6万円に満たない時は、申請件数1件につき6万円)	
株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記		増加した資本金の額	1,000分の7 (3万円に満たない時は、申請件数1件につき3万円)	
合併、組織変更等の登記	合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社、合同会社の設立又は合併による株式会社、合同会社の資本金の増加の登記	資本金の額、増加した資本金の額	1,000分の1.5 (合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として一定のものを超える資本金の額に対応する部分については1,000分の7) (3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)	
	分割による株式会社、合同会社の設立又は分割による株式会社、合同会社の資本金の増加の登記	資本金の額、増加した資本金の額	1,000分の7 (3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)	
支店の設置の登記		支店の数	1箇所につき6万円	
本店又は支店の移転の登記		本店又は支店の数	1箇所につき3万円	
取締役又は代表取締役若しくは監査役等に関する事項の変更の登記		申請件数	1件につき3万円 (資本金の額が1億円以下の会社については1万円)	
支配人、取締役等の職務代行者選任の登記	支配人の選任又は代理権の消滅、取締役又は代表取締役若しくは監査役等の職務代行者の選任の登記	申請件数	1件につき3万円	
登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記		申請件数	1件につき3万円	
登記の更正又は抹消登記		申請件数	1件につき2万円	
支店における登記	一般の場合	申請件数	1件につき9,000円 ただし、登記が「取締役又は代表取締役若しくは監査役等に関する事項の変更」に該当するもののみであり、資本金の額が1億円以下の会社が申請者である場合には6,000円	
	登記の更正又は抹消登記	申請件数	1件につき6,000円	